

教育訓練実施機関
求職者支援訓練実施機関 各位

求職者支援訓練（令和4年度第4四半期開講分）の認定申請の 受付について（再々追加募集）

令和4年度第4四半期（再々追加募集）に開講する求職者支援訓練の募集内容等は以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

記



1 対象コース

令和4年度第4四半期開講コース（再々追加募集）の募集内容（対象コース、分野及び上限定員）は次のとおりですが、公共職業訓練を含めて同時期に同分野の訓練コースが集中する場合など、申請状況によっては、訓練開始時期の変更についてご相談させていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、政府全体で取り組む中で、デジタル人材の育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっていることから、令和4年度はデジタル分野等の成長分野の設定を推進することとしております。これにともない、枠の区分が第2四半期以降変更となっておりますので、ご注意ください。

コース・分野名	定員数	
		うち新規枠
基礎コース	88人	(26人)
実践コース	160人	(48人)
うち介護福祉分野 (05)	60人	
うち医療事務分野 (04)	15人	
うちデジタル系	15人	
I T (02)	0人	
W e bデザイン (11) ※1	15人	
うち上記以外の分野	55人	
営業・販売・事務分野 (03)	0人	
建設関連分野 (18)	0人	
理容・美容分野 (19)	0人	
その他 (上記以外) ※2	55人	
うち地域ニーズ枠 ※3	15人	

◆新規枠の認定申請が新規枠定員を充足しなかった場合は、充足しなかった定員分を実績枠の定員に充当します。

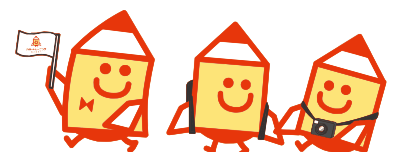
※1 デザイン分野 (11) のうちW e bに関する訓練は、デジタル系の枠での認定になります。

※2 その他 (上記以外) については、デジタル分野等の成長分野の設定を推進することとし、これ以外の分野のコース設定については、福井県内の求人ニーズ及び求職者ニーズを十分に把握した上で可能とします。認定枠の表で「0人」となっている営業・販売・事務分野などについては、「その他 (上記以外)」を使用して設定することができます。その際デジタル分野 (I T、W e bデザイン) の認定が優先されます。

※3 地域ニーズ枠は子育て中の女性等のための、託児サービスを付帯し訓練時間を短縮した「リカレント教育訓練」コースです。

◆「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく要件緩和訓練も実践コースで設定可能です。

◆3月末までに開講する短期・短時間特例訓練も別途申請が可能となっています。



2 認定申請の受付期間

令和4年12月20日（火）～ 令和4年12月26日（火）16時まで

※ 認定申請の受付期間中に受け付けた認定申請書に補正が必要な場合は、福井支部から補正期日を指定いたしますが、令和5年1月4日（木）16時までに補正を完了していただくことが認定の条件となりますので、ご対応をお願いします。

※ 認定申請に係る訓練カリキュラムや日程等の相談については、受付期間の開始前から行っておりますので、早めにご相談いただきますようお願いいたします。また、申請書の提出に当たっては、認定基準や認定申請書の提出に当たっての留意事項等をご確認のうえ、十分に申請内容をご検討ください。

3 認定申請書提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部 求職者支援課
所在地：〒915-0853 越前市行松町25-10
電話番号：0778-23-1030



4 求職者支援訓練に係る認定申請に当たっての留意事項

(1) 今回、認定申請を受け付ける求職者支援訓練は、令和5年3月16日（木）から令和5年3月31日（金）までの間に開講する訓練とします。

訓練開始日については、各月の16日以降かつ開始日前日が開庁日である日を推奨します。

なお、訓練スケジュールの策定にあたっては、次表を考慮願います。

	留意点	最短スケジュールでの設定例
A 募集開始日	B から31日以内とすること	令和5年 1月25日（水）
B 募集締切日	C から中4（営業）日以上あけること	令和5年 1月24日（金）
C 選考日	D から中2（営業）日以上あけること	令和5年 3月 3日（金）
D 選考結果通知日	E から中5（営業）日以上あけること	令和5年 3月 8日（水）
E 訓練開始日		令和5年 3月16日（木）

※ いずれの日も平日での設定をお願いします。

※ 最短スケジュールでの設定の場合は、募集期間が短くなる場合があります。

(2) 認定申請書の作成にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部のホームページ (<https://www.jeed.go.jp/js/shien/index.html>) にて、最新の留意事項等をご確認ください。

また、認定申請書は、当機構本部が提供する**最新の様式**を使用し、作成してください。

(3) 認定申請を提出される場合は、選定における加点要素確認表（認定様式第15の1号、又は15の2号）の提出をお願いしておりますが、認定様式第15の1及び15の2号の1（1）①「地域における訓練科設定の背景・ねらい」には、求人動向、求職ニーズ等の客観的なデータを分析した内容を記載いただき、また、分析されたデータにアンダーライン等をつけて併せてご提出願います。

5 その他

(1) 教育訓練実施機関または求職者支援訓練実施機関の方が認定申請をご検討の中でご相談のある場合については、認定申請書の提出前に余裕をもって下記の問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 認定申請書の内容に不備があった場合は、補正のご対応をお願いする場合があります。

(3) 計画定員内での認定となるため、複数の申請があった場合は認定されない場合があります。

(4) 認定申請書の審査には、受付期間終了後3週間程度を要する見込みとなっておりますので、募集期間等を確実に確保したい場合は、訓練開始日等に余裕を持たせた設定をお勧めします。

（問い合わせ先）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福井支部 求職者支援課

TEL (0778) 23-1030

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——